

さが半導体フォーラム規約

(名 称)

第1条 本会は、さが半導体フォーラム（以下「フォーラム」という。）と称する。

(目 的)

第2条 フォーラムは、次の事項に取り組み、佐賀県の半導体産業基盤の強化を図ることを目的とする。

- (1) 半導体人材の育成と確保
- (2) 会員企業の取引・サプライチェーンの強化
- (3) 会員相互の情報交換や連携促進
- (4) 半導体産業の認知度向上
- (5) その他フォーラムの目的を達成するために必要な事項

(会 員)

第3条 フォーラムは、前条の目的に賛同する、半導体関連企業、半導体産業に関心のある企業、商工・経済団体、産業支援機関、教育・研究機関及び行政機関等によって構成する。

(入会等の届け出)

第4条 フォーラムに入会しようとする者及びフォーラムの会員は、入会、退会のほか、名称等に変更があったときは、会長にその旨を届け出るものとする。

(役 員)

第5条 フォーラムに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

- 2 役員は、フォーラムの会員の中から互選により選任する。
- 3 会長は、必要と認めるときは、役員を追加することができる。
- 4 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。
- 6 フォーラムは、本条の会員名等を必要に応じて公開することができる。

(総会等の開催)

第6条 フォーラムの会員が参集する会合（以下「総会」という。）は、会長が招集する。

- 2 総会の招集は、日時、場所、議事をあらかじめ会員に通知する。
- 3 総会は、フォーラムの事業及び運営に関する基本的事項について議決する。
- 4 総会の議長は、会長が務める。
- 5 総会の議事は、総会に出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。なお、議決権は、1会員につき1つとする。
- 6 会長は、必要と認めるときは、総会を書面開催又はウェブ会議システムを利用して開催することができる。

7 フォーラムに属さない者は、あらかじめ会長に届け出るにより、総会にオブザーバーとして出席することができる。ただし、総会に出席するオブザーバーは、第4条の規定を準用するものとする。

(ワーキンググループ)

第7条 会長は、必要と認めるときは、フォーラムの傘下にワーキンググループを置くことができる。

2 会長は、必要と認めるときは、フォーラムの会員以外の者を総会及びワーキンググループに招聘することができる。

(秘密の保持)

第8条 会員は、フォーラムの活動を通じて知りえた企業秘密に係る事項を漏らしてはならない。

(事務局)

第9条 フォーラムの事務局は、佐賀県産業労働部ものづくり産業課に置く。

(雑 則)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については、会員と協議のうえ、会長が別にこれを定める。

附 則

1 この規約は、令和4年10月12日から施行する。

2 フォーラム設立時の役員は、第5条第2項の規定にかかわらず、事務局からの推薦により、総会での承認をもって選任する。

3 フォーラム設立時の役員の任期は、第5条第4項の規定にかかわらず、令和6年4月以降に開催する最初の総会の日までとする。ただし、再任を妨げない。